

有効期間 10 年（令和 17 年 12 月 31 日まで）

令和 7 年 12 月 18 日

各 警 察 署 長 様

交 通 部 長
（ 交 通 規 制 課 ）

「警察署長の行う駐車許可の事務取扱要領」に関する運用上の留意事項について（通達）

みだしの留意事項については、「警察署長の行う駐車許可の事務処理要領に関する運用上の留意事項について（通達）」（令和 7 年 6 月 26 日付け交通部長通達。以下「旧通達」という。）により示していたところであるが、この度、広島県道路交通法施行細則（昭和 35 年広島県公安委員会規則第 15 号。以下、細則とする。）の改正に伴い、「警察署長の行う駐車許可の事務取扱要領について（令和 7 年 12 月 18 日付け警察本部長通達、以下本部長通達とする。）」が発出されたことに伴い、同要領の運用上の留意事項を次のとおりとすることとしたので事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は本通達の発出をもって廃止する。

1 駐車許可の申請等

(1) 申請者

申請者については、本部長通達第 5 に規定しているとおりにあるが、同規定の「申請者が法人の場合で当該法人の内部規定により申請に係る駐車業務管理等の権限を法人代表者から下位の機関、部署等に付与されている場合」における「駐車業務管理等」とは、車両を使用し駐車行為を伴う業務の管理をいい、車両のみの管理は含まない。また、「内部規定により、下位の機関、部署等に付与されている場合」とは、法人の約款、通達、内規等で、前記車両の業務管理等の権限を法人代表者から法人内部の部、課、係等へ付与されていることをいう。

この場合において、疎明資料となる法人の約款、通達、内規等の提出は求めないものとする。

(2) 添付書類

申請に係る添付書類については、本部長通達別表第 1 及び別表第 2 に規定しているとおりにあるが、その解釈は次のとおりである。

ア 自動車検査証等

(ア) 申請車両の使用者等

原則、申請車両については、自動車検査証等の使用者欄の氏名若しくは名称に当該申請者が記載されているものとするが、申請を行う業務が多岐に渡ることから、当該申請用務に関し申請者と申請車両の使用者等が業務上の関係があると認められる場合、申請者の私的関係者が所有する車両であっても申請者の管理下にある車両、レンタカー等の場合も申請車両として認めるものとする。ただし、申請者から当該車両が申請者の業務管理下にある旨の自認書等を添付させるものとする。この自認書の様式については特に定めないが、記載すべき要件は、次に掲げるとおりである。

- 自認書作成月日
- 自認書作成者が申請者で、かつ、当該申請者の署名（記名を含む。）及び押印
- 当該申請に係る業務
- 当該申請に係る車両番号

(イ) 訪問看護・介護事業等に使用する車両

訪問看護・介護事業等に使用する車両の申請において、訪問看護事業者等が従業員等の私有車両等を借り上げて業務に使用する場合は、当該事業者（申請者）が当該車両を借り上げている証明書を添付するものとする。この証明書に記載すべき要件は、前(ア)の要件に次の要件を加えたものとする。

- 従業員から車両を業務として借り上げ、当該業務に使用すること。

イ 当該用務が同一であることの説明書、業務計画書等

包括許可申請における当該用務が同一であることの説明書、業務計画書等の様式は問わないが、記載すべき要件は、次に掲げるとおりである。

- 総括的な事業内容
- 当該申請に係る車両番号
- 当該申請に係る車両の用務
- 当該車両が用務を行う地域の範囲
- 当該車両が用務を行うに当たって、駐車する時間、場所
- その他用務に関すること

本件について、駐車許可規定で例示すれば、訪問看護事業者の指定書、高齢者配食サービスにおける市との委託契約書等である。貨物事業者であれば、個々車両の配達エリア、配達時間、配達場所、配達物の概況、配達において駐車する場所、時間帯等である。

2 許可の手續等

(1) 審査

申請に伴う警察署長（以下「署長」という。）の審査については、本部長通達第6に規定しているとおりであるが、細則第6条第1項第4号、同条第2項第4号の規定の解釈は、次のとおりとする。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送

申請に係る用務先の直近に、申請に係る車両が収容でき、かつ、当該用務が行える路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がない場合に限り、当該用務先の直近を駐車場所として許可することができる。

ここにいう駐車場所として許可することができる直近とは、用務先から最短距離にある駐車禁止規制が行われている場所をいう。

イ その他の車両

申請に係る用務先からおおむね100メートル以内の範囲内に、申請に係る車両が収容でき、かつ、当該用務が行える路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がない場合に限り、当該用務先からおおむね100メートル以内の範囲の道路を駐車場所として許可することができる。

ここにいう駐車場所として許可することができる100メートル以内の範囲の道路とは、100メートル以内の範囲内の道路であれば、直近の道路であろうと100メートル先の道路であろうと、駐車禁止規制が行われている場所をいう。

申請者はあらかじめ当該範囲内において駐車場所を特定した上で申請を行うが、署長が当該申請場所について細則第6条第1項第2号又は同条第2項第2号の規定に基づき、交通の危険性等があると認めた場合、署長は当該申請場所でなく用務先からおおむね100メートル以内の範囲内の場所を指定して許可することができる。

なお、ここにいう「用務先からおおむね100メートル以内の範囲内」とは、原則、当該用務先から直線距離で100メートル以内の範囲をいうが、直線距離で100メートル以内の範囲であっても、山、河川又は海等地形により、道路を通行した場合において100メートルを超える距離を有する場合は、当該範囲に含まないものとする。

(2) 駐車時間、場所等の変更指導等

署長は、前(1)による審査の結果、申請に係る日時、場所、用務が本部長通

達第4に示す駐車許可の要件に該当しないと認めるときは、当該申請者に対して、次の事項のうち該当しないと認められた事項等について指導するものとする。

なお、ここにいう指導はあくまでも行政指導的な性格なものであり、同指導に従わない場合は、申請を不許可とすることとなる。

ア 申請に係る日時

当該申請日時を、交通の危険性、妨害性がない時間帯に変更すること。

イ 申請に係る駐車の所要時間

必要最小限度の所要時間に変更すること。

ウ 申請に係る場所

(ア) 当該申請場所を、交通の危険性、妨害性がない場所に変更すること。

(イ) 駐車場所を、用務先からおおむね100メートル以内の範囲の路外駐車場、路上駐車場及び駐車禁止されていない道路の部分に場所を変更し、駐車許可申請を取り下げること。

(ウ) 前(イ)に該当する場所がない場合、用務先からおおむね100メートル以内の範囲の場所で許可申請可能な場所に変更すること。

エ 駐車に係る用務

(ア) 公共交通機関等の交通手段を用い、許可申請を取り下げること。

(イ) 当該申請に係る車両を変更し、駐車場所を用務先からおおむね100メートル以内の範囲の路外駐車場、路上駐車場及び駐車禁止されていない道路の部分に場所を変更し、許可申請を取り下げること。

(3) 審査における留意事項

(2)に定める要件により審査を行い、許可する際の主な留意事項は次のとおりである。

ア 許可日時

(ア) (1)アに関しては、申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのでなく、申請時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請時間に、登下校時間帯や交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務、日時を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(イ) 用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意し、例えば、

○ 貨物集配の開始予定時間から終了予定時間内（A時からB

時までの間)

○ 訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）

として許可するほか、特に訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、

○ 訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）

及び緊急訪問時

として許可するなど、柔軟に対応すること。

なお、訪問診療等の「緊急訪問時」に関しては、看護師等が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなることから、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

イ 許可場所

(ア) (2)イに関しては、単に駐車車両があることで交通事故が起こる危険性がある、他の車両が車線変更等を行わなければならなくなり、交通流に影響するといった一般的な危険性等を基に判断するのではなく、例えば、車線数や当該場所の交通量を勘案し、駐車を認める余地がないか、当該場所において駐車車両が関係する交通事故が複数発生していないか、駐車に係る取締り要望が多数ある場所ではないか、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域又は重点路線に指定されていないか、通学路やキッズゾーンとなっていないか、公共交通機関の定時性を損うこととならないか、普通自転車専用通行帯が整備されていたり、自転車の通行量が多かったりする場所ではないか等、交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性や著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのではなく、審査時間における交通量その他具体的な交通状況を勘案したり、周辺に他に許可可能な場所がないか検討したりするなど、申請に係る具体的な用務、訪問先を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(イ) 駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、申請場所等の要件から、特定の一地点でしか駐車を許可できない場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっている

ものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、駐車可能な場所の有無や駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬する手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、その用務を適切に達成させ、かつ、交通の危険性等への影響を最小限にする観点から、必要かつ十分な範囲で、駐車を許可することとなる場所を中心として一定の区域を特定した上で、その区域ごとに、例えば、E地区に係る集配に関しては、a市b町c丁目d番e号先路上、F地区に係る集配に関してはf市g町h丁目i通り上として駐車を許可する場所を指定するなどし、必要に応じて場所ごとに許可時間を定めること。

ウ 駐車に係る用務

駐車に係る用務に関しては、許可の対象となる用務は特定の用務に限定されるものではなく、貨物集配のみならず、訪問診療、訪問介護等も駐車許可の対象となり得ることから、申請がなされた場合には、その用務の種類にかかわらず、適切に審査すること。

エ 駐車可能な場所

本部長通達第4・1(4)の路外駐車場等の利用が困難と認められる場合とは、例えば、駐車車両の車幅が駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合をいう。

そのため、このような場合には、仮に駐車場等が

○ 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

○ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

の範囲内に存在していたとしても、駐車許可の対象となり得ることに留意すること。

(4) 許可条件

署長が許可に際して付することができる条件は、次に掲げる例示のとおりであるので、同項目に準拠し所要の条件を付与するものとする。

- ア 許可証は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- イ 許可証を掲示するときは、許可証の記載内容（番号に標示されている番号、許可を受けようとする日時・期間、許可を受けようとする場所、許可を受けようとする理由、許可年月日及び許可した警察署長名）を明示する

こと。

- ウ 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
- エ 交通誘導員を配置すること。
- オ 夜間においては、車幅灯又は非常点滅表示灯（通称「ハザードランプ」）を点灯させること。
- カ 歩行者の通行路を確保すること。

3 緊急やむを得ない場合の申出に係る許可手続等

(1) 趣旨

訪問診療等に係る緊急やむを得ない場合の許可申請（以下「緊急時申請」という。）は、通常の窓口受付を行っていたのでは、人の生命、身体に危険が及び当該用務の達成が困難となるおそれがあることから、執務時間の内外を問わず、また、電話及びFAX等での受付も認めることにより緊急時申請の迅速・適正な運用を図るものである。

(2) 緊急やむを得ない場合の定義

緊急時申請における「緊急やむを得ない場合」とは、人の生命、身体に危険が生じ、又はそのおそれがある事案に緊急に対応する必要がある場合をいう。

(3) 緊急時申請の対象等

ア 申請対象

緊急時申請の対象は、訪問診療等及び看護師等による緊急訪問看護や柔道整復師による緊急応療等が典型的な事例であるが、「緊急やむを得ない場合の定義」に該当すれば、これに限られるものではない。

なお、訪問診療等であっても、継続的に行われている治療行為及び療養上の世話の範囲に含まれる行為等は、緊急時申請に該当しないため、執務時間内において通常の許可申請として取り扱うこと。

イ 許可期間

緊急時申請という理由から鑑みて、原則として、最大24時間を超えない範囲において駐車が必要とされる場合に限るものとする。

ただし、緊急やむを得ない事態が継続している場合は延長することができる。

(4) 取扱要領

ア 申請受理

電話による申請があった場合は、細則第6条第7項に定める様式第6号駐車許可申請書（以下「駐車許可申請書」という。）の項目に添って内容を聴取し、駐車許可申請書に必要事項を記載すること。

なお、FAXの場合は、駐車許可申請書に必要事項の記載を教示し、送信させること。

イ 審査

緊急性、駐車時間・場所等について迅速に審査し、許可の適否を審査すること。

ウ 許可

(ア) 許可内容の連絡等

申請者に電話で許可内容を連絡する場合は、「緊急駐車許可」である旨の標題、許可警察署名、許可番号、用務を記載した用紙（様式は問わない。）を使用車両の前面ガラスの内側等の外部から見やすい箇所に掲示するよう教示すること。

また、用務が終了し、使用車両を移動した場合は、直ちに警察署に連絡するよう教示すること。

(イ) 許可番号

緊急時に係る駐車許可取扱簿（様式第1号。以下「取扱簿」という。）の受理番号を許可番号とすること。

(ロ) 処理結果の記録

緊急時申請を許可した場合は、取扱簿に必要事項及び申請方法の種別（電話、FAX又は来所等）を記載すること。

(エ) 駐車取締従事者への通知連絡

駐車取締りに従事する交通・地域警察官、駐車監視員に対する通知連絡を行い、取締りに係る紛議の未然防止を図ること。

(5) 留意事項

ア 交番又は駐在所へ来所

交番又は駐在所に来所した場合は、警察署へ連絡して電話受理の形態をとること。

また、交番又は駐在所に電話で申請してきた場合は、交番及び駐在所では受理できない旨を説明し、警察署の電話番号を教示すること。

イ 警察署への来署

警察署に来所する方法で緊急時申請を受理した場合も、電話又はFAXの場合と同様の取扱いを行うこと。

(6) 指導教養の徹底

緊急時の駐車許可事務の取扱いについて、受付窓口及び交通指導取締部門等に指導教養を徹底し、適正な取扱いをすること。

また、緊急時の駐車許可であることを踏まえ、迅速な審査が行えるようにすること。

4 許可申請の一括受理等について

(1) 処理要領等

訪問先が複数の警察署の管轄に及ぶ場合、一つの警察署において、自署管内の訪問先における許可申請（以下「自署管内申請」という。）のほか、他署管内の訪問先における許可申請（以下「他署管内申請」という。）について、本部長通達第5・2に基き、次のとおり一括して申請受理及び駐車許可証の交付を行うものとする。

(ア) 受理及び申請書類の送付

自署管内申請及び他署管内申請を一括して受理及び交付を行う警察署（以下「受理警察署」という。）は、許可申請場所のうち自署管内又は他署管内いずれかの場所を管轄する警察署長を宛先とする駐車許可申請書について2部提出を受け受理する。

受理警察署は、自署管内申請にかかる許可申請を審査し、他署管内の許可申請場所の審査は、当該場所を管轄する警察署（以下「審査署」という。）において実施すること。

そのため、受理警察署は自署の駐車許可申請取扱簿（本部長通達別記様式第5号）に登載した上で、電子メールで審査署へ申請書類を送付するなどして、当該場所に関する審査を依頼すること。

(イ) 申請の審査について

審査署は、審査手続の迅速化を図りながら受理警察署と連携を取り審査すること。

(ロ) 申請の補正について

申請者に対する内容の確認、補正の指示等に関する電話連絡は、審査署から行ってもよいが、申請書類の修正等の補正作業については、受理警察署において一括して申請者に補正させること。

(エ) 交付

受理警察署は、審査結果、自署及び審査署申請分ともに許可となった場合には、審査署申請分も含めて一括許可された駐車許可証を申請者に交付する。

(2) 留意事項

(ア) 取扱簿

関係警察署は自署の申請について駐車許可申請取扱簿に登載するとともに、上記(ア)から(エ)の手続きを他署管轄に係る駐車許可申請書類等管理簿（様式第2号）により受付から交付までの取扱いを明らかにすること。

審査及び許可の条件付与については、管轄警察署の署長が行うことから、関係警察署間における連携を密にすること。

なお、審査署は、受理警察署から交付された申請書の写しの送付を受け、同管理簿に編綴して保管すること。

他署管轄に係る駐車許可申請書類等管理簿の保存期間は3年とする。

(4) 申請者への説明

例えば、許可申請場所が相当数あること、審査警察署において、駐車許可等の申請が他にも相当数なされていること等により、処理能力を超えている場合、年末年始等の大型連休により実質的な審査・事務処理日程が確保できない場合が例外と考えられる。

そのような場合には、事前相談があった場合には事前相談時に、事前相談なく申請がなされた場合には申請の受理時に申請者に対して時間がかかることやその理由、審査期間の見込みを説明すること。

(3) 条件欄等の記載

ア 条件欄には「遵守事項に従うこと」と記載すること。

イ 駐車許可証の裏面又は別紙（以下「裏面等」という。）に、

遵守事項

- 申請（許可）理由以外には使用しないこと。
- 駐停車禁止場所には駐（停）車しないこと。
- 法定の駐車禁止場所には駐車しないこと。
- 駐車の方法に従わない駐車をしないこと。
- 駐車するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、駐車許可証であることが表示された面が前面から見やすいように掲示すること。
- 駐車許可証を掲示するときは、許可証の記載内容（番号に標示されている番号、許可を受けようとする日時・期間、許可を受けようとする場所、許可を受けようとする理由、許可年月日及び許可した警察署長名）を明示すること。（許可を受けようとする日時期間及び許可を受けようとする場所を別紙に記載している場合は見やすいように掲示すること。）

※ 遵守事項に従わない場合は、取締りの対象となることがあります。

と記載すること。

5 指導事項

申請者に駐車許可証を交付する際は、別添「駐車許可証の使用上の留意事項」

を交付するとともに、その内容について指導するものとする。

特に、申請代理人に交付する場合は、当該申請代理人が被交付者に確実に教示するよう指導するものとする。

6 報告

毎月の駐車許可事務取扱状況について、別記様式第3号による駐車許可事務取扱状況報告書により翌月7日までに交通部交通規制課保管場所管理係にメール送信等により報告すること。

7 留意事項

- (1) 許可は、申請車両ごとに行うこと。
- (2) 訪問介護事業等における訪問介護、高齢者配食サービス、在宅酸素供給患者方における保守点検業務等であっても、用務先の直近に許可せざるを得ない事情が認められない場合は、その他の車両として「用務先から概ね100メートル以内の範囲内」の要件に該当すること。

（ 本件担当 保管場所管理係
警 電  ）

別紙

駐車許可証の使用上の留意事項（書面申請用）

1 駐車許可証は、公安委員会による駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制が行われている道路の部分で使用することができます。

次のような駐車はできません。

- (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第 44 条第 1 項及び第 75 条の 8）
- (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 45 条第 1 項各号及び第 2 項）
- (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第 47 条）
- (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項）
- (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項）

※ (1)から(3)については「駐車許可証等を掲出しても駐車することができない場所等」を参照してください。

2 駐車許可証の記載内容（条件を含む。）及び次の遵守事項に従ってください。

遵守事項

- 申請（許可）理由以外には使用しないこと。
- 駐停車禁止場所には駐（停）車しないこと。
- 法定の駐車禁止場所には駐車しないこと。
- 駐車の方法に従わない駐車をしないこと。
- 駐車するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、駐車許可証であることが表示された面が前面から見やすいように掲示すること。
- 駐車許可証を掲示するときは、許可証の記載内容（番号に標示されている番号、許可を受けようとする日時・期間、許可を受けようとする場所、許可を受けようとする理由、許可年月日及び許可した警察署長名）を明示すること。（許可を受けようとする日時期間及び許可を受けようとする場所を別紙に記載している場合は見やすいように掲示すること。）

※ これらに従わない場合は、取締りの対象となることがあります。

駐車許可証等を掲出していても駐車することができない場所等

駐車許可証や駐車除外標章を掲出している、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

● 停車及び駐車を禁止する場所 (道路交通法第 44 条関係)

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

<p>駐停車禁止の標識や標示のある場所</p> <p>駐停車禁止標識 駐停車禁止標示</p>	<p>交差点とその端から 5メートル以内の場所</p>	<p>トンネル</p>	<p>坂の頂上付近</p>	<p>勾配の急な坂</p>
<p>横断歩道、自転車横断帯とその端から 前後に 5メートル以内の場所</p>	<p>踏切とその端から 前後 10メートル以内の場所</p>	<p>軌道敷内</p>	<p>道路の曲がり角から 5メートル以内の場所</p>	
<p>※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐停車禁止です (道路交通法第 75 条の 8)。</p>		<p>安全地帯の左側と その前後 10メートル以内の場所</p>	<p>バス、路面電車の停留所の標識板 から 10メートル以内の場所 ※運行時間中に限る</p>	

● 駐車を禁止する場所 (道路交通法第 45 条関係)

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

<p>駐車場、車庫などの自動車用の 出入口から 3メートル以内の場所</p>	<p>道路工事の区域の端から 5メートル以内の場所</p>
<p>消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から 5メートル以内の場所</p>	<p>消火栓、指定消防水利の標識が 設けられている位置や消防用防火水槽の 取り入れ口から 5メートル以内の場所</p>
<p>火災報知機から 1メートル以内の場所</p>	<p>駐車した場合、車の右側の道路上に 3.5メートル以上の余地がなくなる場所</p>

● 停車又は駐車の方法 (道路交通法第 47 条関係)

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

歩道や路側帯のない道路では、道路の左端に沿い、歩道や路側帯のある一般道路 では、車道の左端に沿って駐車すること (歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反)

<p>歩道上駐車</p>	<p>右側駐車</p>	<p>斜め駐車</p>
--------------	-------------	-------------

幅 75 センチ以下の路側帯、駐停車禁止路側帯 (実線と破線)、 歩行者用路側帯 (実線 2 本) には駐車しないこと

<p>75 cm 以下</p>	<p>駐停車禁止 路側帯</p>	<p>歩行者用 路側帯</p>
-----------------	------------------	-----------------

幅 75 センチを超える路側帯に 駐車するときは、車両の左側に 75 センチの余地をあけること

<p>75 cm 超</p>	<p>75 cm 未満</p>
----------------	-----------------

路側帯に車両の全部が入っても、 まだその左側に 75 センチを超える 余地がある場合は路側帯に沿うこと

<p>75 cm 超</p>	<p>75 cm 未満</p>
----------------	-----------------

● 時間制限駐車区間における駐車の方法 (道路交通法第 49 条の 3 関係)

(道路交通法第 49 条の 3 関係)

8-20 P60 分

○ 枠内駐車

× 枠外駐車

● 自動車の保管場所について (保管場所法第 11 条関係)

(保管場所法第 11 条関係)

保管場所としての道路使用の禁止

長時間駐車の禁止
※政令で定める場合を除く

8 時間以上 — 夜 — 12 時間以上

長時間… 12 時間以上 (夜間 8 時間以上)

様式第2号

他署管轄に係る駐車許可申請書類等管理簿

年

番号	申請者名	受付署 受付 月日	受付署 送付 月日	受付署 (担当者)	管轄署 (担当者)	管轄署 到達 月日	管轄署 受理 番号	管轄署 (担当者)	許可 の 適否	管轄署 回答 月日	受付署 到達 月日	交付 月日	受付署 (交付者)	備考
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
				()	()			()	適・否				()	
				()	()			()	適・否				()	
				()	()			()	適・否				()	
				()	()			()	適・否				()	
				()	()			()	適・否				()	
				()	()			()	適・否				()	

- 注1 受付警察署は、申請書に受付印を押印して他の申請書類とともに管轄警察署に送付し、その旨を管轄警察署に連絡する。受付警察署、管轄警察署ともに記入欄①～⑤を記入する。
- 2 管轄警察署は、受付警察署から送付された申請書等が到達（確認）したとき、駐車許可申請取扱簿に記載した上で、同申請書に受付印を押印して受理番号を記入し、受付警察署に到達月日及び受理番号を連絡する。受付警察署、管轄警察署ともに記入欄⑥～⑧を記入する。
- 3 管轄警察署は当該申請について、許可する場合は駐車許可証、不許可の場合は駐車許可申請不許可通知書を作成した後、受付警察署に送付し、その旨を受付警察署に連絡する。受付警察署、管轄警察署ともに記入欄⑨、⑩を記入する。
- 4 受付警察署は、管轄警察署から返送された許可証等が到達（確認）したとき、その旨を管轄警察署に連絡する。受付警察署、管轄警察署ともに記入欄⑪を記入する。
- 5 受付警察署は、駐車許可証等を申請者に交付したとき、その旨を管轄警察署に連絡する。受付警察署、管轄警察署ともに記入欄⑫、⑬を記入する。

駐車許可事務取扱状況報告書

警察署名 _____
 担当者 _____
 電 話 _____

申請に係る車両の用務		許可件数	不可件数
貨物の積卸し			
引越し			
医師			
歯科医師			
助産師			
訪問介護等	訪問介護（介護保険法第8条第2項）		
	訪問入浴介護（介護保険法第8条第3項）		
	小計	0	0
訪問看護等	訪問看護（介護保険法第8条第4項）		
	訪問リハビリテーション（介護保険法第8条第5項）		
	小計	0	0
通所サービス	通所介護（介護保険法第8条第7項）		
	通所リハビリテーション（介護保険法第8条第8項）		
	小計	0	0
居宅療養管理指導（介護保険法第8条第6項）			
柔道整復師			
緊急検体回収			
その他	その他（ ）		
	その他（ ）		
	その他（ ）		
合 計		0	0
緊急時申請	訪 問 看 護		
	その他（ ）		
	合 計	0	0
不特定先の申請	貨 物 の 積 卸 し		
	その他（ ）		
	合 計	0	0
また複数を申請	訪 問 看 護		
	その他（ ）		
	合 計	0	0

月報報告時の注意事項

- 1 件数は、当月に許可した件数を計上すること。
- 2 該当する用務が無い場合は、その他（ ）の（ ）内に用務を記入すること。
- 3 「緊急時申請」、「訪問先が不特定の申請」、「複数署にまたがる申請」については、申請に係る車両の用務を許可件数の内数を記入すること。
- 4 「緊急時申請」欄には、緊急対応のため、許可済みではない時間や場所に対する駐車許可の件数を記入すること。
- 5 「訪問先が不特定の申請」欄には、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る駐車許可の件数を記入すること。
- 6 「複数署にまたがる申請」欄には、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合における、申請の受理や駐車許可証の交付を一の警察署で一括して行った駐車許可の件数を記入すること。
- 7 「訪問先が不特定の申請」及び「複数署にまたがる申請」の計上は、1申請1件とすること。